

避難行動フローチャート(地震編)

※事務区や自主防災会で避難方法を決めている場合は、その避難方法を優先しましょう。

地震発生

頭の保護、丈夫な机の下などに身を隠す。

揺れが収まったら...

- ①火の取り扱いをしていたら、直ちに火の始末を行う。
- ②窓や玄関を開けて避難口を確保する。
- ③家族等の身の安全を確認する。
- ④周辺の情報収集をする(テレビ、ラジオ等確認)

緊急的に避難が必要となる場合

- ①避難勧告等が市から発令された場合
- ②近所で火災が起きるなど、自宅に居ると身の危険を感じる場合
- ③自宅の倒壊の危険がある場合

【指定緊急避難場所、地域で決めた一時滞在施設、近所の広場等】

- ・町内や隣近所への声掛け、安否確認
- ・必要に応じて消火・救助活動・応急手当

周囲の安全確認

安全であれば、一度自宅に戻り、自宅の安全を確認

生活可能

親戚・友人宅、
地域集会所
など

自宅が倒壊・焼失して、
生活が困難もしくは不可

【指定避難所】

基本的に避難者自身による自主運営
(開設初期は市職員、施設管理者、自主防災会のサポートで運営)

【福祉避難所】

要支援者(障害者、高齢者等)がいる場合、市の判断で開設

- ・東西保健センター
- ・総合福祉センター
- ・協定締結福祉施設

自宅生活